

1. 景観形成一般区域の行為の制限

景観形成一般区域においては、良好な景観形成に対して影響の大きい大規模な建築行為等の景観誘導を行うため、8 エリア及び3 軸の景観形成方針を踏まえ、次のとおり、景観形成基準を定めます。

対象		景観形成基準
建築物 (1)	形態意匠	<ul style="list-style-type: none"> ● 歴史的風土や周辺の景観と調和した色彩、全体的にまとまりのある外観とし、連続性のある景観の創出に配慮する。 ● 落ち着いた色彩を基調とし、高彩度の色彩は避ける。
	位置・配置	<ul style="list-style-type: none"> ● 周囲の山なみの稜線を阻害しないように、地形に配慮した位置・配置とする。
	建築設備	<ul style="list-style-type: none"> ● 空調室外機等の屋外に設ける建築設備は、公共空間(4)から目立たない位置への配置に配慮する。
工作物 (2)	形態意匠	<ul style="list-style-type: none"> ● 歴史的風土や周辺の景観と調和した形態意匠とする。 ● 落ち着いた色彩を基調とし、高明度、高彩度の色彩は避ける。
開発行為(3)		<ul style="list-style-type: none"> ● のり面、擁壁はできる限り生じないように努める。やむを得ない場合は、緑化等による修景に努める。
土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更		